

平成 23 年

経営規模等評価等申請の手引き

石 川 県 土 木 部

目 次

I 経営事項審査申請

第1	経営事項審査制度について	1
第2	審査基準日等	2
1	審査基準日	2
2	審査項目	2
3	総合評定値の通知	2
4	手数料	3
第3	審査申請手続等	4
1	申請手続の流れ	4
2	審査時期	4
3	提出・提示書類	5
4	申請書類の入手方法	7
5	記入上の注意点	7
第4	申請書等の記入例及び記載要領	9
1	経営規模等評価等申請書	9
2	工事種類別完成工事高	15
3	技術職員名簿	24
	建設業法で規定する技術職員（指定学科、技術職員有資格区分コード表）	26
4	その他の審査項目（社会性等）	33
5	公認会計士等名簿	36
第5	特殊な経営事項審査について	37
第6	審査結果の公表	39
第7	再審査の申立	39
第8	結果通知後の再申請	39
第9	制度改正に係る再審査申立について	40
第10	その他注意事項	41
第11	経営事項審査結果（経営規模等結果通知書）証明について	42
第12	「最終チェックリスト」	43

II 参 考

1	工事経歴書の記入例及び記載要領	44
2	市町村コード一覧表	46
3	登録経営状況分析機関一覧	47

◇ 大臣許可業者の経営事項審査について

申請書類等の問い合わせ先

北陸地方整備局建政部計画・建設産業課建設業係 電話 (025) 370 - 6571

手数料

収入印紙で納付します。その額は県証紙と同額です (3頁参照)。A4判の紙に、「所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」を記載し、これに収入印紙を貼って提出してください。

書類の提出時期

「2審査時期」(4頁)に記載されている時期までに提出してください。ハガキによる事前の申込みは不要です。随時受け付けます。

書類の提出先

石川県土木部監理課建設業振興グループ 電話 (076) 225 - 1712

経営事項審査と許可換え申請を同時期に行う場合

経営事項審査は、許可行政庁しか行うことができません。例えば、石川県知事許可業者が、北陸地方整備局から許可換えの大臣許可を受けた場合、経営事項審査は、北陸地方整備局で受けなければなりません。この許可以前に石川県知事に経審の申請をしても同様です。

第1 経営事項審査制度について

国、地方公共団体、公共法人及び特殊法人等で国土交通省令で定めるもの（NTT、JR、JT等）が発注者である施設又は工作物に関する建設工事で、請負代金の額が軽微な金額である建設工事等を除き、発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。（建設業法第27条の23第1項）

この、公共工事の発注者と請負契約を締結できるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の決算日（審査基準日）から1年7か月の間に限られます。

したがって、競争入札参加資格の有効期間にかかわらず、毎年、公共工事を発注者から直接請け負おうとする者は「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう毎年、申請書類の提出時期を遵守する必要があります。

図 - 1

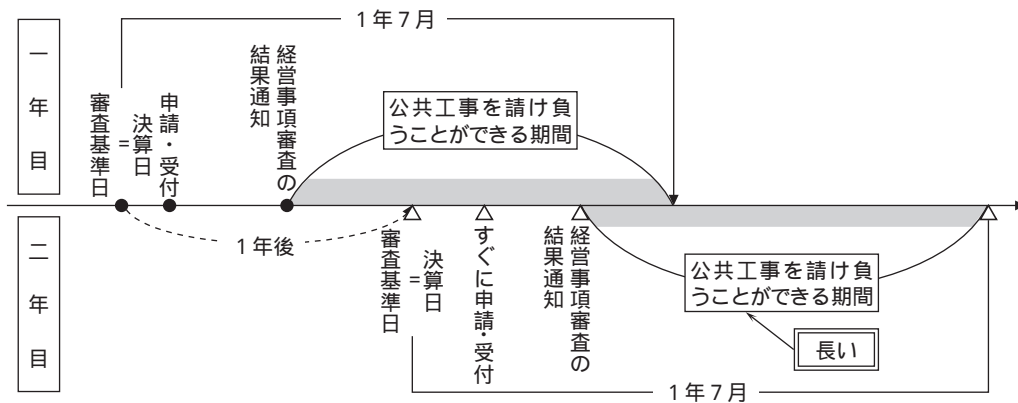


図 - 2

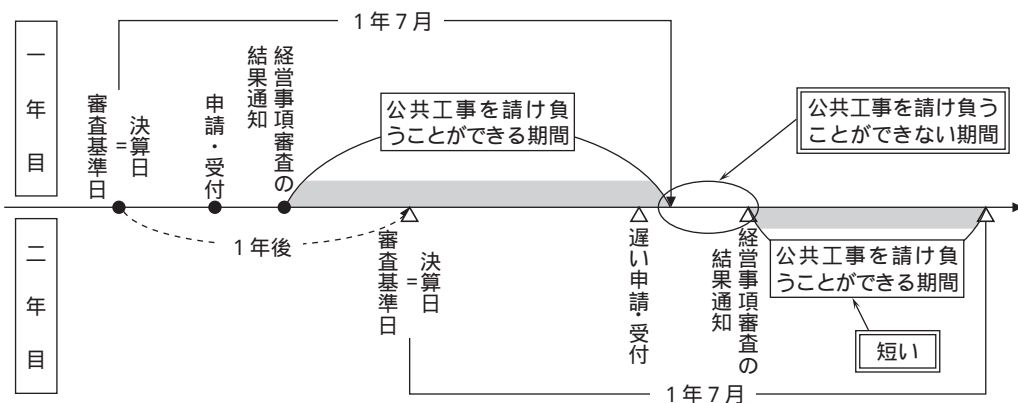


図 - 2 は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができなくなり、しかも“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間ができてしまった例です。

第2 審査基準日等

1 審査基準日

審査の基準日は、平成22年10月1日から平成23年9月30日の間の営業年度の終了日（決算日）です。

ただし、新規設立業者（個人から法人成りした業者を含む。）で当該対象期間に決算日を有しない者の審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とします。

2 審査項目

審査項目は、次のように定められており、県及び登録機関は、審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、通知します。

（県が行う審査）

区 分		審 査 項 目		記 号
経営規模 等 評 価	経営規模	工事種別年間平均完成工事高		X ₁
		自己資本額 利益額		X ₂
	技 術 力	建設業の種別技術職員数 元請完成工事高		Z
	その他の 審査項目	労働福祉の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況	建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	W

（登録機関が行う審査）

経 営 状 況 分 析	純支払利息比率 負債回転期間 売上高経常利益率 総資本売上総利益率	自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュフロー（絶対額） 利益剰余金（絶対額）	Y
-------------	--	--	---

3 総合評定値の通知

県は、申請者から請求があれば、経営規模等評価及び経営状況分析の結果に基づき、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値（P）を算定し、通知します。

$$\text{総合評点値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

4 手 数 料

手数料の額及び納付方法は以下のとおりです。

区 分	石川県知事に納付する手数料	登録経営状況分析機関に納付する手数料
手 数 料 の 額	経営規模等評価手数料 8,100円 + 申請 1 業種につき2,300円を加算した額 総合評定値通知手数料 400円 + 申請 1 業種につき200円を加算した額 * 合計額は従来と変更ありません	各登録機関が定める額及び方法によることとなりますので、申請先の登録機関にお問い合わせ下さい。 <u>登録機関については、47ページ参照。</u>
納 付 方 法	石川県証紙	

県証紙の納付額（早見表）

申請等 業種数	納 付 額			申請等 業種数	納 付 額		
	円	内 訳			円	内 訳	
業種		経営規模等評価	総合評定値通知	業種		経営規模等評価	総合評定値通知
1	11,000	10,400	+ 600	15	46,000	42,600	+ 3,400
2	13,500	12,700	+ 800	16	48,500	44,900	+ 3,600
3	16,000	15,000	+ 1,000	17	51,000	47,200	+ 3,800
4	18,500	17,300	+ 1,200	18	53,500	49,500	+ 4,000
5	21,000	19,600	+ 1,400	19	56,000	51,800	+ 4,200
6	23,500	21,900	+ 1,600	20	58,500	54,100	+ 4,400
7	26,000	24,200	+ 1,800	21	61,000	56,400	+ 4,600
8	28,500	26,500	+ 2,000	22	63,500	58,700	+ 4,800
9	31,000	28,800	+ 2,200	23	66,000	61,000	+ 5,000
10	33,500	31,100	+ 2,400	24	68,500	63,300	+ 5,200
11	36,000	33,400	+ 2,600	25	71,000	65,600	+ 5,400
12	38,500	35,700	+ 2,800	26	73,500	67,900	+ 5,600
13	41,000	38,000	+ 3,000	27	76,000	70,200	+ 5,800
14	43,500	40,300	+ 3,200	28	78,500	72,500	+ 6,000

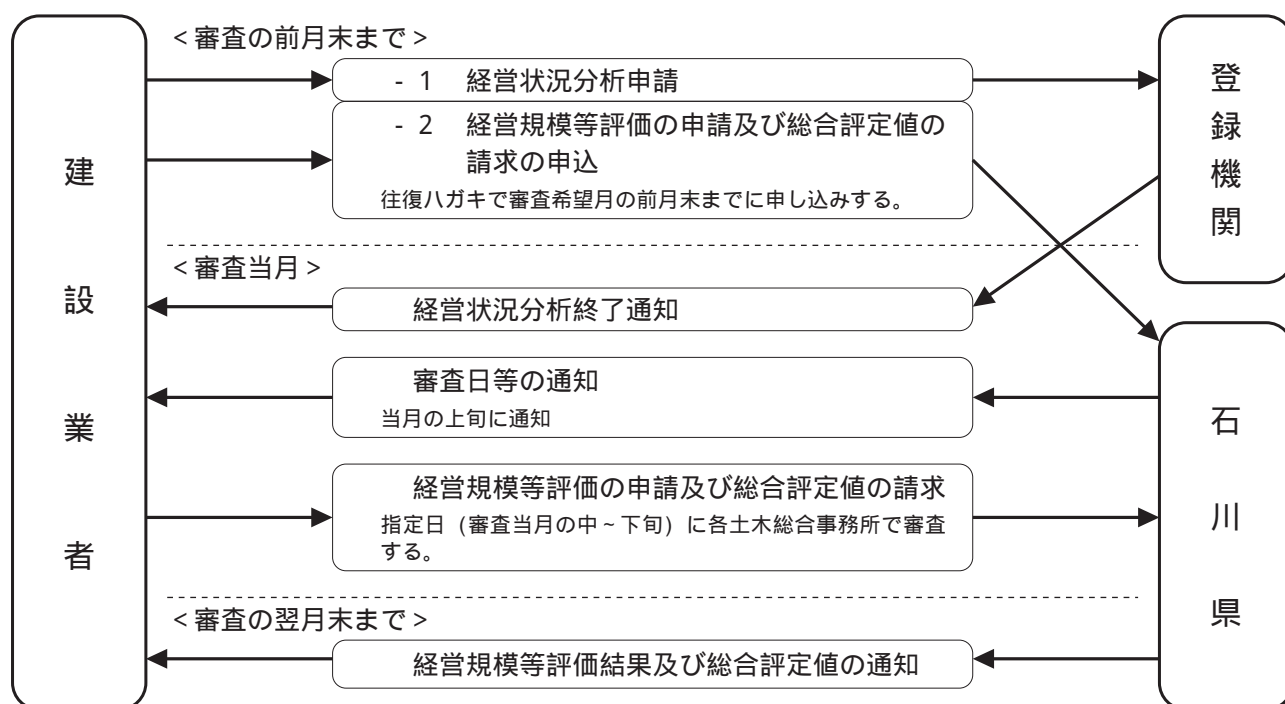
* 経営規模等の評価及び総合評定値の通知の両方を受けようとする場合は、納付額の合計に係る手数料を納付することとし、それぞれに係る納付額を別々に納付する必要はありません。

経営規模等の評価又は総合評定値の通知のみを受けようとする場合は、それぞれに係る納付額のみを納付することとなります。

県証紙は専用の台紙に貼付することになります。用紙は各受付場所及び監理課ホームページに掲載しています。

第3 審査申請手続等

1 申請手続の流れ



* 総合評定値の請求は申請者の任意であり、請求しない場合は当該手数料の納付は不要です。請求する場合は経営状況分析終了通知書（原本）の提出が必要となります。また、審査日当日までに、「経営状況分析結果通知書」が手元に届くように、手続を進めて下さい。

2 審査時期

審査基準日 (決算日)	審査年月日
平成 22 年 10 月 1 日 ~ 平成 22 年 10 月 31 日	平成23年 4 月までの指定された日
平成 22 年 11 月 1 日 ~ 平成 22 年 11 月 30 日	平成23年 5 月までの指定された日
平成 22 年 12 月 1 日 ~ 平成 22 年 12 月 31 日	平成23年 6 月までの指定された日
平成 23 年 1 月 1 日 ~ 平成 23 年 2 月 28 日	平成23年 7 月までの指定された日
平成 23 年 3 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日	平成23年 8 月までの指定された日
平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 4 月 30 日	平成23年 9 月までの指定された日
平成 23 年 5 月 1 日 ~ 平成 23 年 6 月 30 日	平成23年10月までの指定された日
平成 23 年 7 月 1 日 ~ 平成 23 年 8 月 31 日	平成23年11月までの指定された日
平成 23 年 9 月 1 日 ~ 平成 23 年 9 月 30 日	平成23年12月までの指定された日

3 提出・提示書類

下表の提出書類 1 ～ 6 を順に揃えたものを 3 部と ～ を各 1 部提出してください。

また、下表の提示書類も必ず持参して下さい。

下表の太字部分が平成23年4月の改正により追加・変更のあった部分です。

提出書類	提示書類	
1 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	許可申請書の副本 営業年度終了の変更届出書の副本（工事種類別完成工事高を2年平均する場合は2年分、3年平均する場合は3年分） 前回の経営事項審査申請書（添付書類を含む）の副本 【法人】法人税の確定申告書別表一（一）及びその附属明細書別表四（所得の金額の計算に関する明細書）（写し） 【個人】青色申告決算書（写し）、白色申告収支内訳書（写し） 減価償却費の実施額がわかる明細書（2年分） 【法人】法人税の確定申告書別表十六（一）及び（二）など（写し） 【個人】所得税の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書 など（写し）	
2 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	契約書等工事施工を証する書面（原本又は写し） 専門工種概要調書（該当する場合） 消費税確定申告書の写し及び消費税納税証明書（様式その1）（原本） （免税業者は不要） 消費税納税証明書は納税額の入ったもの	
3 その他の審査項目（社会性等）	雇用保険加入	雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（公共職業安定所交付）及び資格喪失通知書（原本）
	健康保険及び厚生年金保険加入	被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所交付）（原本）
	退職一時金制度もしくは企業年金制度導入	勤労者退職金共済機構若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書、共済契約書又は退職手当の決定、計算及び支払方法等について定めのある労働協約若しくは就業規則 厚生年金基金の発行する加入証明書、適格退職年金契約書又は確定拠出年金運営管理機関、企業年金基金若しくは資産管理運用機関の発行する加入証明書、石川県建設業厚生年金基金は審査基準月の領収書（原本）
	法定外労働災害補償制度加入	（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会の発行する加入証明書又は保険会社の保険証書（原本）
	建設業の経理	建設業経理事務士検定試験合格証書（原本） 公認会計士等の登録証明書（原本）（いずれも新規の場合のみ）
	研究開発の状況	変更届出書（事業年度終了報告書）の副本
	建設機械の保有状況（機械1台毎にまとめて提示すること）	建設機械の売買契約書又はリース契約書（リース契約期間が審査基準日から1年7ヶ月以上のものに限る）（原本） メーカー・型式・製造番号等が記載されていること 建設機械に係る特定自主検査記録表（検査年月日が審査基準日から起算して直前1年以内のもの）（原本）

提出書類	提示書類
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	ISO9001及びISO14001が登録されていることを証明する書面（営業所毎に登録を受けた場合は、建設業の営業所全てについて必要）（原本）
4 技術職員名簿	賃金台帳（審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分（6ヶ月を超える雇用を確認できる分）） 資格免許証等の写し（新規取得分については原本） 監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し 登録基幹技能者講習修了証（原本） 常勤性の確認資料（下記ア・イのいずれか） ア 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し（申請事業所において健康保険に加入している者について必要） イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（申請事業所において健康保険に加入していない者及び加入しているが健康保険被保険者証に事業所名が記載されていない者について必要）（原本） 実務経験証明書（該当者のみ）（原本） 継続雇用について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約（該当する職員を計上している場合のみ）（原本）
5 公認会計士等名簿	賃金台帳（審査基準日の属する月の支払い賃金、前3ヶ月分）
6 経営状況分析結果通知書（正本には原本、副本、写本にはコピーを添付する）	

提出書類	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 防災協定証明書（証明書の発行日は、審査基準日とする） 工事経歴書 [該当する場合] 有価証券報告書または監査報告書、会計参与報告書、再生手続開始又は更正手続開始の決定日を証明する書類、再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面（いずれも写）、経理の適正を確認した旨の書類、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
------	---

注1 許可申請書及び役員の変更届の副本については、現在有効なもの全てを持参してください。

注2 経営状況分析結果通知書の原本とは、分析機関の印があるものを指します。

注3 著しく賃金の低い技術者は、技術者の数には計上できません。

注4 技術職員で出向社員がいる場合は、出向協定書等の事実が確認できる書類を提示してください。

注5 技術者1名につき、経営事項審査における評価対象は2業種までとなります。

4 申請書類の入手方法

申請書類については、石川県土木部監理課のホームページに掲載してあります。

アドレス：<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html>

5 記入上の注意点

(太字部分は平成23年4月の制度改正に関するもの)

提出書類	項番	注 意 点
1 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	0 5	再審査の申立の場合（平成23年7月29日まで） ・「申請等の区分」欄には原則「4」（経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求）を記載する。 ・末尾の「審査結果の通知の年月日」欄には、改正前の評価方法による結果通知書に記載の通知年月日を、「再審査を求める事項」欄には「平成23年4月1日施行の改正に係る事項」と、「再審査を求める理由」欄には「制度改正のため」と記載する。
	0 7	申請者が法人の場合のみ記入、株式会社は資本金をそれ以外の場合は出資総額を記載してください。
	1 8	利益額については、損益計算書の営業利益の欄の額と税申告の減価償却実施額を記載してください。 2期平均の利益額を求めるため、最初の審査時は、2年分の確認書類が必要となるため注意してください。
	1 9	技術職員名簿に記載した、有資格技術者の人数を記載してください。
2 工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高	3 2	完成工事高及び元請完成工事高については、変更届出書に添付した工事経歴書と同一の金額を記入してください。 業種コード欄については、P20のコード表により、該当するコードを記入してください。
3 建設業の経理 その他の審査項目（社会性等）	5 1	監査の受審状況について、会計監査人設置会社は「1」、会計参与設置会社は「2」をカラムに記載してください。 「3」の経理処理の適正を確認した旨の書類の提出は、申請者が直接雇用する公認会計士及び税理士並びに1級登録経理試験の合格者が自らの署名を付したものを提出する場合があります。
	5 2	公認会計士等の数（1級登録経理試験合格者を含む）を記載してください。
	5 3	2級登録経理試験の合格者の数を記載してください。 5 2、5 3については、従来の建設業経理士についても加点が継続されます。 該当者については、賃金台帳等で常勤性の確認を行います。
研究開発の状況	5 4	研究開発費については、会計監査人設置会社のみが対象となります。

提出書類	項番	注 意 点
建設機械の保有状況	5 5	<p>建設機械抵当法に規定する建設機械のうち、次に該当するものを保有している場合は15台まで加点評価の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの） ・ブルドーザー（自重3トン以上） ・トラクターショベル（バケット容量が0.4m³以上） <p>次の の書類により確認します。</p> <p>次のアまたはイのいずれか</p> <p>ア 建設機械の売買契約書（原本提示）</p> <p>イ リース契約書（リース契約期間が審査基準日以降1年7か月以上のもの）（原本提示）</p> <p>建設機械に係る特定自主検査記録表（検査年月日が審査基準日から起算して1年以内のもの）（原本提示）</p> <p>いずれについても製造メーカー、型番、製造番号、購入等業者名が確認できるものであることが必要です。</p> <p>については、製造メーカーの発行する譲渡証明書・売買証明書・アフターサービス契約書についても同様に取り扱いします。</p>
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	5 6 5 7	<p>審査基準日時点において、ISO9001及びISO14001の登録がある場合、加点評価の対象となります。ただし、以下の場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証範囲に建設業が含まれていない場合 ・会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合
4 技術職員名簿	6 2	<p>技術職員1人につき2業種までの申請となります。</p> <p>また、対象となる技術職員は審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係にある者です。</p> <p>常勤性については次の の書類により確認します。</p> <p>賃金台帳（審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分（6ヶ月を超える雇用を確認できる分））</p> <p>次のアまたはイのいずれか</p> <p>ア 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し（申請事業所において健康保険に加入している者）</p> <p>イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（申請事業所において健康保険に加入していない者及び加入しているが健康保険被保険者証に事業所名が記載されていない者）</p> <p>ただし、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象として認められます。該当する職員については、次の の書類を確認します。</p> <p>継続雇用制度の適用をうけている技術職員名簿（提出）</p> <p>継続雇用について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約</p> <p>「講習受講」欄については、審査基準日以前5年以内に講習を受講している者が対象となります。（名簿の右欄に講習受講日、監理技術者証番号を記載）</p>

第4 申請書等の記入例及び記載要領

1 経営規模等評価等申請書

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)
2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

平成 23年 8月 18日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

住所・会社名・代表者名はゴム印でも可能。

金沢市鞍月1-1
日本建設 株式会社
代表取締役 金沢 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
石川県知事 殿

申請者

印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	—
申請時の許可番号	02	大臣 国土交通大臣 許可 一般 特 第 号 平成 年 月 日	
前回の申請時の許可番号	03	大臣 国土交通大臣 許可 一般 特 第 号 平成 年 月 日	
審査基準日	04	平成 年 月 日	
申請等の区分	05	再審査申立の場合は原則「4」を記入する。	
処理の区分	06	フリガナ欄では、濁点・半濁点は「ギ」「バ」のように1文字からとして扱う。	
資本金額又は出資総額	07	法人又は個人の別 (1. 法人 2. 個人)	
商号又は名称のフリガナ	08	法人の種類を表す略号には、フリガナを振らない。	
商号又は名称	09	姓と名の間は1カラム空白とする。	
代表者又は個人の氏名フリガナ	10		
代表者又は個人の氏名	11		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	別紙市区町村コード一覧参照	
主たる営業所の所在地	13	左詰で記入し、市外局番・局番・番号はそれぞれ「-」で区切る。記入できないカラムは空白とする。	
郵便番号	14		
許可を受けている建設業	15	申請時に許可を受けている建設業種を記入。一般建設業は「1」、特定建設業は「2」	
経営規模等評価対象建設業	16	審査を受けようとする建設業のカラムに「9」を記入する。	

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入する。

千円単位(千円未満は切り捨て)で右詰で記入し、記入できないカラムは空白とする。マイナスのときは、▲を付けて記入する(千円未満の端数は繰り下げる。例▲3.2→▲4)

「2期平均」を選択する場合のみ記入する

自己資本額 項番 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算 153721 (千円)

直前の審査基準日 194436 (千円)

[(45,000+15,000)+(60,000+18,000)]÷2年で計算する。

利益額 (2期平均) 3 5 10 (千円) 1869000 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

財務諸表(規則別記様式16)の損益計算書の「営業利益」の額を記入する。

千円単位(千円未満は切り捨て)で右詰で記入し、記入できないカラムは空白とする。マイナスのときは、▲を付けて記入する(千円未満の端数は繰り下げる。例▲3.2→▲4)

別紙二「技術者名簿」に記載した技術職員の合計数を記載する。

技術職員数 3 5 (人) 1915

・法人税申告書別表16(1)及び(2)等の明細書に記載した減価償却額の合計額を記載する。
・青色申告者、白色申告者については、決算書又は収支内訳書の減価償却額を記載する。

登録経営状況分析機関番号 3 5 () 200001

経営状況分析を受けた機関の名称 (財)建設業情報管理センター

P47「登録経営状況分析機関一覧」参照。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

再審査申立の場合でも、通知番号の記入は不要

再審査申立の場合は、改正前の評価方法による結果通知書に記載の通知年月日を記載する。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
再審査申立の場合は、「平成23年4月1日施行の改正に係る事項」と記載する。	再審査申立の場合は、「制度改正のため」と記載する。

申請書を作成した会社名・担当者氏名・連絡先を記入する。

連絡先 氏名 電話番号

所属等

ファックス番号

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」

「地方整備局長
北海道開発局長、
知事」
「国土交通大臣
知事」
及び「般特」については、不要のものを消すこと。

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 3 太線の枠内には記入しないこと。

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□
1 2のように右詰め、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めして記入すること。

- 5 0 2「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月 0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 0 3「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

- 7 0 4「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、1 5年 0 3月 3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 8 0 5「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 0 6「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
0 0	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
0 1	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合

0 2	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
0 3	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
0 4	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 0 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 11 0 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギ」又は「パ」のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 0 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) (株) 甲建設
乙建設 (有)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギ」又は「パ」のように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば「霞が関2-1-13」のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば「03-5253-8111」のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は

「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゆんせつ工事業 (しゆ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

19 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば , , , のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

2 工事種類別完成工事高

(用紙A4)

2 0 0 0 2

別紙一

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

完成工事高の算定に用いた
事業年度の中で最も古い開始
月を記入する。

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分			
	3	5	7	9	11	19		
3 1	2	0	2	2	2	2		
	年	4	年	3	年	3		
	月		月		月			
	21年4月～22年3月		20年4月～21年3月		2年(1.2年平均) 3年(2.3年平均)			
記載要領4の コード表により 記入する。	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	21年4月～22年3月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	20年4月～21年3月	左欄「完成工事高」のうち元請 完成工事高について記入	2年平均の場合は「1」、3年 平均の場合は「2」を記入する ことに注意。		
業 種 コード	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)	
3 2 0 1 0	6	10	16	20	26	30	36	40
	3	9	2	7	3	8	3	5
	6	4	2	3	1	1	0	3
	3	3	9	5	6	6	0	3
	3	3	3	3	9	9	0	3
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
土木一式 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	301,543×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	201,308×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	301,543×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	201,308×12/12
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	491,324×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	253,482×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	491,324×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	253,482×12/12
3 2 0 1 1	6	10	16	20	26	30	36	40
	1	6	1	5	2	0	1	6
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
プレストレスト コンクリート 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	150,000×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	150,000×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	150,000×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	150,000×12/12
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	170,000×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	150,000×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	170,000×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	150,000×12/12
3 2 0 2 0	6	10	16	20	26	30	36	40
	4	6	3	9	3	9	3	5
	4	4	0	0	5	9	0	0
	1				1			
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
建築一式工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	43,529×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	0	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	43,529×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	0
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	49,354×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	0	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	49,354×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	0
3 2 0 5 0	6	10	16	20	26	30	36	40
	2	0	1	3	2	9	2	3
	4	1	5	0	4	5	0	0
	1	5	0	0	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
とび・土工 コンクリート 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	21,354×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	15,000×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	21,354×12/12	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	15,000×12/12
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	19,476×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	12,000×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	19,476×12/12	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	12,000×12/12
3 3	3	5	13	15	23	25	33	35
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
その他 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	
3 4	3	5	13	15	23	25	33	35
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
合計	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	

右詰で記入し、空位のコラム
は空白とする。(以下同じ。)

「土木一式工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「プレ
ストレストコンクリート工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その
次の欄には、「プレストレストコンクリート工事」の完成工事高の記入
を必ず行うこと。(完成工事高がない場合でも「0」を記入する。)
※専門職種概要調査書の提示が必要。

「その他工事」・「合計」は最後
の用紙のみに記入する。

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. (無))

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度及び 前々々審査対象事業年度 自 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 至 <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="10"/> 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 <input type="text" value="11"/> 年 <input type="text" value="13"/> 月 至 <input type="text" value="15"/> 年 <input type="text" value="17"/> 月	計算基準の区分 <input type="text" value="19"/> (1.2年平均) <input type="text" value="2"/> (2.3年平均)	
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	元請完成工事高(千円) <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 12,000×12/12	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 12,000×12/12	「とび・土工・コンクリート工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「法面処理工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その次の欄には、「法面処理工事」の完成工事高の記入を必ず行うこと。(完成工事高がない場合でも「0」を記入する。) ※専門工種概要調書の提示が必要。	
工事の種類 鋼構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 33,200×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 43,900×12/12	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,000×12/12		
工事の種類 鋼橋上部 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,000×12/12	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,000×12/12	「鋼構造物工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「鋼橋上部工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その次の欄には、「鋼橋上部工事」の完成工事高の記入を必ず行うこと。(完成工事高がない場合でも「0」を記入する。) ※専門工種概要調書の提示が必要。	
工事の種類 ほ装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4,351×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4,710×12/12	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
工事の種類 3 3 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,301×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 817×12/12	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	審査対象の建設工事以外の完成工事高を記入する。 「その他工事」・「合計」は最後の用紙のみに記入する。(完成工事高のない場合はゼロを記入すること)	
工事の種類 3 4 合計	完成工事高計算表 5 0 7 4 2 8	元請完成工事高計算表 2 5 9 8 9 5		
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)				

(1) 工事種別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営規模等評価の対象とする旨申出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度の開始の日（以下「当期営業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によること。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできない。

(2) 審査対象建設業に係る建設工事が、「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート工事」、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」がそれぞれ審査される。

なお、審査対象建設業の内訳としての「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」の完成工事高に該当がある場合には、それぞれについて工事概要を「専門工種概要調書」に記載し、審査の際に提示してください。

専 門 工 種 概 要 調 書

(工事)

(単位：千円)

工 事 名	請 負 代 金 の 額		工 事 概 要
		うち ()	

(3) 契約後 VE に係る工事の完成工事高については、契約後 VE による減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に契約後

VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出すること。

- (4) 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができる場合がある。
- (5) 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができる場合がある。
- (6) 当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更にかかわらず変更前又は変更後を通じた当期営業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各営業年度における完成工事高を通算すること。
- (7) 当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に他の建設業者を吸収合併した沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期営業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各営業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併された建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうち、審査基準日以前24か月又は36か月間に含まれる同一種類の建設工事に係る完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高として算定する等の処理を行うこととなる。（詳細については問い合わせ下さい。）
- (8) 建設工事以外の委託業務等（樹木等の冬囲い・剪定、草刈、残土運搬、除雪、路面・側溝清掃、建設資材等の賃貸、設備等の保守点検、造林事業、設計・監理業務、測量、調査業務、建売住宅販売等）は、完成工事高に計上することはできません。（「その他工事」にも計上できません。）「兼業事業売上高」として整理して下さい。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
(例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月～至平成16年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
(例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月～至平成16年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年04月～至平成16年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年01月～至平成15年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自平成15年10月～至平成16年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき
自平成15年10月～至平成00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	090	管工事	190	内装仕上工事
011	プレストレストコンクリート工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
020	建築一式工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
030	大工工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
040	左官工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
050	とび・土工・コンクリート工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
051	法面処理工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
060	石工事	150	板金工事	260	水道施設工事
070	屋根工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
080	電気工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
		180	防水工事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、及びに記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば,,のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

各種事例

(例1) 12か月決算で2年平均の場合

決 算 期 間	完成工事高	元請完成工事高
平成22年4月～平成23年3月 (12か月)	1,600,000千円	900,000千円
平成21年4月～平成22年3月 (12か月)	1,300,000千円	700,000千円

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 ³ 21年 ⁵ 04月 至 ⁷ 22年 ⁹ 03月										審査対象事業年度 自 ¹¹ 22年 ¹³ 04月 至 ¹⁵ 23年 ¹⁷ 03月 ¹⁹ 1 (1.2年平均) 2.3年平均)									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 21年4月～22年3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
業種コード 32020	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度				

(例2) 12か月決算で3年平均の場合

決 算 期 間	完成工事高	元請完成工事高
平成22年4月～平成23年3月 (12か月)	1,600,000千円	900,000千円
平成21年4月～平成22年3月 (12か月)	1,300,000千円	700,000千円
平成20年4月～平成21年3月 (12か月)	1,700,000千円	800,000千円

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 ³ 20年 ⁵ 04月 至 ⁷ 22年 ⁹ 03月										審査対象事業年度 自 ¹¹ 22年 ¹³ 04月 至 ¹⁵ 23年 ¹⁷ 03月 ¹⁹ 2 (1.2年平均) 2.3年平均)									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 21年4月～22年3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 20年4月～21年3月														
業種コード 32020	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,300,000×12/12 =1,300,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 700,000×12/12 =700,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 800,000×12/12 =800,000					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度				

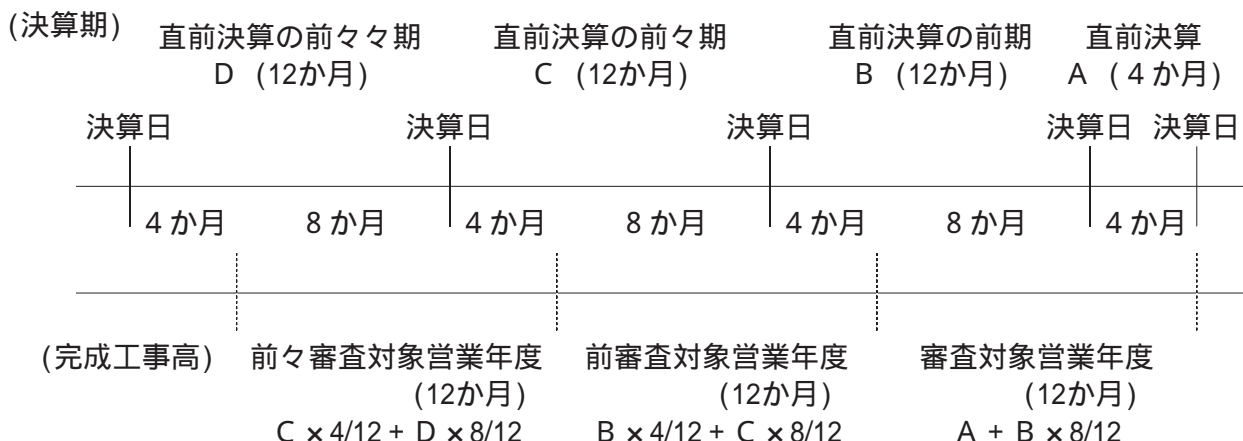
(例3) 6か月決算で3年平均の場合

決 算 期 間	完成工事高	元請完成工事高
平成22年10月～平成23年3月 (6か月)	750,000千円	400,000千円
平成22年4月～平成22年9月 (6か月)	850,000千円	500,000千円
平成21年10月～平成22年3月 (6か月)	700,000千円	300,000千円
平成21年4月～平成21年9月 (6か月)	600,000千円	400,000千円
平成20年10月～平成21年3月 (6か月)	800,000千円	300,000千円
平成20年4月～平成20年9月 (6か月)	900,000千円	400,000千円

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 20年04月 至 22年03月										審査対象事業年度 自 22年04月 至 23年03月										計算基準の区分 2 (1.2年平均 2.3年平均)				
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 21年10月～22年3月 21年4月～21年9月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 20年10月～21年3月 20年4月～20年9月					22年10月～23年3月 22年4月～22年9月														
業種コード 32020		完成工事高(千円) 0150000000										元請完成工事高(千円) 0700000000										完成工事高(千円) 0160000000		元請完成工事高(千円) 0900000000	
工事の種類 建築一式 工事		完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 800,000×6/6=800,000 900,000×6/6=900,000					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 300,000×6/6=300,000 400,000×6/6=400,000					750,000×6/6=750,000 850,000×6/6=850,000										400,000×6/6=400,000 500,000×6/6=500,000			

営業年度を変更したため、当期営業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各営業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次の表及び例4、5により、各審査対象営業年度（12か月の期間）ごとに完成工事高を月数按分して算定する。
*従来の記載方法（決算期ごとに記入し、最も古い決算期のみ月数按分する）から変更されています。



(例4) 決算期を変更して24か月に満たない場合 (2年平均)

決算期間	完成工事高	元請完成工事高
平成23年4月～平成23年7月 (4か月)	600,000千円	400,000千円
平成22年4月～平成22年3月 (12か月)	1,500,000千円	600,000千円
平成21年4月～平成22年3月 (12か月)	1,200,000千円	900,000千円

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 ³ 2 ⁵ 1 ⁷ 年 ⁹ 0 ¹⁰ 8 ¹⁰ 月 至 ⁷ 2 ⁹ 2 ¹⁰ 年 ⁹ 0 ¹⁰ 7 ¹⁰ 月										審査対象事業年度 自 ¹¹ 2 ¹³ 2 ¹⁵ 年 ¹⁷ 0 ¹⁹ 8 ¹⁹ 月 至 ¹⁵ 2 ¹⁷ 3 ¹⁹ 年 ¹⁷ 0 ¹⁹ 7 ¹⁹ 月 ¹⁹ 1 (1.2年平均) 2.3年平均)									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 22年4月～22年7月 21年8月～22年3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 21年4月～21年7月 20年8月～21年3月					23年4月～23年7月 22年8月～23年3月									
業種コード 32020	完成工事高(千円) 00000000					元請完成工事高(千円) 00000000					完成工事高(千円) 00000000					元請完成工事高(千円) 00000000				
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,500,000×4/12 =500,000 1,200,000×8/12 =800,000					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 600,000×4/12 =200,000 900,000×8/12 =600,000					600,000×4/4=600,000 1,500,000×8/12=1000,000					400,000×4/4=400,000 600,000×8/12=400,000				

(例5) 決算期を変更して36か月に満たない場合 (3年平均)

決算期間	完成工事高	元請完成工事高
平成23年4月～平成23年7月 (4か月)	600,000千円	400,000千円
平成22年4月～平成23年3月 (12か月)	1,500,000千円	600,000千円
平成21年4月～平成22年3月 (12か月)	1,200,000千円	900,000千円
平成20年4月～平成21年3月 (12か月)	1,600,000千円	1,200,000千円

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 ³ 2 ⁵ 0 ⁷ 年 ⁹ 0 ¹⁰ 8 ¹⁰ 月 至 ⁷ 2 ⁹ 2 ¹⁰ 年 ⁹ 0 ¹⁰ 7 ¹⁰ 月										審査対象事業年度 自 ¹¹ 2 ¹³ 2 ¹⁵ 年 ¹⁷ 0 ¹⁹ 8 ¹⁹ 月 至 ¹⁵ 2 ¹⁷ 3 ¹⁹ 年 ¹⁷ 0 ¹⁹ 7 ¹⁹ 月 ¹⁹ 2 (1.2年平均) 2.3年平均)									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 22年4月～22年7月 21年8月～22年3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 21年4月～21年7月 20年8月～21年3月					23年4月～23年7月 22年8月～23年3月									
業種コード 32020	完成工事高(千円) 00000000					元請完成工事高(千円) 00000000					完成工事高(千円) 00000000					元請完成工事高(千円) 00000000				
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,500,000×4/12 =500,000 1,200,000×8/12 =800,000					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 600,000×4/12 =200,000 900,000×8/12 =600,000					600,000×4/4=600,000 1,500,000×8/12=1000,000					400,000×4/4=400,000 600,000×8/12=400,000				

3 技術職員名簿

(1) 有資格技術者

別紙二

(用紙A4)
2 0 0 0 5

建設業に従事する職員のうち、常勤する有資格技術者について記載する。

当該技術者の生年月日を記入「00年00月00日」又は、「s00. 00.00」というように。

右詰で記入し、余白のカラムを「0」で埋める。

技術職員名簿

頁数 6 1 0 0 1 頁

通番	氏名	生年月日	業 種 3	種 別 5	有 資 格 分 1	講 習 受 講 業 種 10	有 資 格 分 1	講 習 受 講 業 種 10	有 資 格 分 1	講 習 受 講 業 種 10	講 習 受 講 業 種 10	講 習 受 講 業 種 10	講習受講日 平成 年 月 日 監理技術者資格者証交付番号				
													講習受講業種	講習受講業種			
1	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1	講習受講日 平成19年5月10日 監理技術者証番号00000000号
2	〇〇 〇〇〇	平〇〇月〇〇日	6	2	0	2	1	2	0	1						講習受講日 平成18年8月10日 監理技術者証番号00000000号	
3	〇〇 〇〇〇	平〇〇月〇〇日	6	2	0	2	1	2	0	1						講習受講日 平成19年9月21日 監理技術者証番号00000000号	
4	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	1	1	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	講習受講日 平成19年7月10日 監理技術者証番号00000000号
5	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	1	2	1	4	2	0	5	2	1	7	2	
6	〇〇 〇〇〇	月〇〇日	6	2	0	1	2	1	4	2	1	3	2	1	4	2	講習受講年月日を上段に記入し、監理技術者証番号を下段に記入する。
7	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	5	1	7	3	2	0	1	0	0	2	2	
8	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	5	1	7	3	2							
9	〇〇 〇〇〇		6	2	0	5	2	7	3	2	0	1	0	0	2	2	
10	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	5	2	7	3	2							
11	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	2	1	3	7	2							
12	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	2	0	0	2	2							
13	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	1	0	0	2	2	0	5	0	0	2	2	
14	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	1	0	0	2	2							
15	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	6	2	0	1	0	0	2	2							
16			6	2													
17			6	2													
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27			6	2													
28			6	2													
29			6	2													
30			6	2													

注意点①
 ・技術職員1人につき2業種までの申請となります。
 1つの資格から2業種の選択は可能。(「通番1」参照)
 2つの資格からそれぞれ1業種の選択も可能。(「通番9」参照)

・1級土木施工管理技士が1名のみの事業者は、建設業許可は複数業種取得可能ですが、経営事項審査の申請業種は2業種までとなります。

注意点②
 ・「講習受講」欄について
 申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を記入してください。

①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
 ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
 ③法第26条の4から6の規程による講習を、審査基準日直前5年以内に受講していること

なお、審査基準日の直前5年以内であって、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を保有している場合及び平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合は、講習受講しているものとみなします。

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、経営規模等評価対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
0 1	土木工事業	1 1	鋼構造物工事業	2 1	熱絶縁工事業
0 2	建築工事業	1 2	鉄筋工事業	2 2	電気通信工事業
0 3	大工工事業	1 3	ほ装工事業	2 3	造園工事業
0 4	左官工事業	1 4	しゅんせつ工事業	2 4	さく井工事業
0 5	とび・土工工事業	1 5	板金工事業	2 5	建具工事業
0 6	石工事業	1 6	ガラス工事業	2 6	水道施設工事業
0 7	屋根工事業	1 7	塗装工事業	2 7	消防施設工事業
0 8	電気工事業	1 8	防水工事業	2 8	清掃施設工事業
0 9	管工事業	1 9	内装仕上工事業		
1 0	タイル・れんが・ブロック工事業	2 0	機械器具設置工事業		

- 5 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 6 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 7 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

建設業法で規定する技術職員

(1) 法第7条第2号イに該当する者

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）を卒業した後5年以上の実務の経験を有する者又は同様に学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した後3年以上の実務の経験を有する者で、在学中に（表 - 1）に掲げる学科（指定学科という。）を修めた者。

ア 職業能力開発促進法に基づく職業訓練校における履修は、指定学科に含まれませんので、法第7条第2号イに該当する者とはなりません。

イ 指定学科と実務経験の間には（表 - 1）のように相関関係がありますから、修めた学科と経験した実務とを考慮のうえ、法第7条2号イに該当するかどうか判断してください。

（例）大学で土木工学を修めた後建築工事に関して3年の実務経験を有していても、法第7条第2号イに該当する者とはならない。

(2) 法第7条第2号ロに該当する者

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上の実務の経験を有する者

(3) 法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者

ア 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業高校卒業程度検定規程による検定で（表 - 1）に規定する学科に合格した後5年以上の実務の経験を有する者又は旧専門学校卒業程度検定規程による検定で（表 - 1）に規定する学科に合格した後3年以上の実務の経験を有する者

イ （表 - 2）に記載する技術職員資格コード111～298の国家資格者及び同コード061～099に該当する者

ウ 免許等を取得した後実務経験を必要とするもの（第二種電気工事士、2級技能士等）がありますので、免許取得年月日に注意して、法第7条第2号ハに該当する者であるかどうかの判断をしてください。

（例）電気工事に関して7年の実務経験を有する者が第二種電気工事士の免状を取得した場合であっても、免状取得後3年の実務経験を経た後に該当者となります。

エ 既に交付された電気工事士免状は、第二種電気工事士免状とみなされます。

オ 法第15条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けている者

(表 - 1) 指定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(表 - 2) 技術職員資格区分コード表

コード	資 格 区 分		
001	法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業後3年又は5年の実務経験者)		
002	法第7条第2号ロ該当 (10年の実務経験者)		
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上) (指定建設業に係る大臣認定者)		
004	法第15条第2号ニ該当 (同号ロと同等以上) (指定建設業以外に係る大臣認定者)		
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	212	二級 " (第1種～第6種)	
	113	一級土木施工管理技士	
	214	二級 " (土木)	
	215	" (鋼構造物塗装)	
	216	" (薬液注入)	
	120	一級建築施工管理技士	
	221	二級 " (建築)	
	222	" (躯体)	
	223	" (仕上げ)	
	127	一級電気工事施工管理技士	
	228	二級 "	
	129	一級管工事施工管理技士	
	230	二級 "	
133	一級造園施工管理技士		
234	二級 "		
建築士法	137	一級建築士	
	238	二級 "	
	239	木造 "	
技術士法	141	建設・総合技術監理 (建設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	
	144	電気電子・総合技術監理 (電気電子)	
	145	機械・総合技術監理 (機械)	
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)	
	147	上下水道・総合技術監理 (上下水道)	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	
	150	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	
	152	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	
電気工事士法	155	第一種電気工事士	
電気事業法	256	第二種 "	3年
	258	電気主任技術者 (第1種～第3種)	5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種 "	
	171	建築大工 (1級)	
	271	" (2級)	3年
	172	左官 (1級)	
	272	" (2級)	3年
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級)	
	273	" " " " (2級)	3年
	166	ウェルポイント施工 (1級)	
	266	" (2級)	3年
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)	

職 業 能 力 開 発 促 進 法	274	" " (2級)	3年
	175	給排水衛生設備配管 (1級)	
	275	" (2級)	3年
	176	配管・配管工 (1級)	
	276	" " (2級)	3年
	177	タイル張り・タイル張り工 (1級)	
	277	" " (2級)	3年
	178	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み	
	278	" " (2級)	3年
	179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工	
	279	" " (2級)	3年
	180	石工・石材施工・石積み (1級)	
	280	" " " (2級)	3年
	181	鉄工・製罐 ^{かん} (1級)	
	281	" " (2級)	3年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)	
	282	" " (2級)	3年
	183	工場板金 (1級)	
	283	" (2級)	3年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級)	
	284	" " " (2級)	3年
	185	板金・板金工・打出し板金 (1級)	
	285	" " " (2級)	3年
	186	かわらぶき・スレート施工 (1級)	
	286	" " (2級)	3年
	187	ガラス施工 (1級)	
	287	" (2級)	3年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)	
	288	" " " (2級)	3年
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)		
289	" " (2級)	3年	
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)		
290	" " (2級)	3年	
191	噴霧塗装 (1級)		
291	" (2級)	3年	
167	路面標示施工		
192	畳製作・畳工 (1級)		
292	" " (2級)	3年	
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)		
293	" " " " " " " " (2級)	3年	
194	熱絶縁施工 (1級)		
294	" (2級)	3年	
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)		
295	" " " " " (2級)	3年	
196	造園 (1級)		
296	" (2級)	3年	
197	防水施工 (1級)		
297	" (2級)	3年	
198	さく井 (1級)		
298	" (2級)	3年	
061	地すべり防止工事	1年	
062	建築設備士	1年	
063	計装	1年	
064	基幹技能者		
099	その他 (実務経験要件緩和該当者)	1年	

備考 資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号八に該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

なお、平成15年度以前の2級技能検定合格者の合格後実務経験は1年以上です。

4 その他の審査項目（社会性等）

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況		項番	3	
雇用保険加入の有無	4 1	1	[1.有、2.無、3.適用除外]	
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	1	[1.有、2.無、3.適用除外]	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3	1	[1.有、2.無]	当該制度のうち、 制度を1つ以上導入している場合は「1」をいずれも導入していない場合は「2」を記入する。
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 4	1	[1.有、2.無]	
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5	2	[1.有、2.無]	
建設業の営業継続の状況		営業年数	4 6	3 1 9 (年)
右表内の「初めての許可（登録）を受けた日から審査基準日までの期間（休業等の期間を除く。）を記入する。（年未満の端数は切り捨て）		初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
		平成 元年 5 月 1 0 日	2 年 0 か月	平成 5 年 4 月 1 日法人化
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 7	1	[1.有、2.無]	平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行っていた年数を記入する。
平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。		再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
		平成 2 3 年 5 月 1 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
防災活動への貢献の状況		防災協定の締結の有無	4 8	3 1 [1.有、2.無]
		原則、証明書の添付の有無を確認する。 (証明日は審査基準日)		
法令遵守の状況		営業停止処分の有無	4 9	3 2 [1.有、2.無]
		指示処分の有無	5 0	3 2 [1.有、2.無]
		審査基準日の直前1年以内に建設業法に基づく監督処分（営業停止、指示処分）を受けている場合には「1」を記入する。それ以外は「2」を記入する。		
建設業の経理の状況		監査の受審状況	5 1	3 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 2	3 1	(人)	従来の建設業経理士についても加点が継続されます。 1級は「公認会計士等の数」、2級は「二級登録経理試験合格者の数」に記載する。
二級登録経理試験合格者の数	5 3	3 1	(人)	
研究開発の状況		研究開発費（2期平均）	5 4	3 0 (千円)
上記「監査の受審状況」欄において「1」を記載した事業者が対象となる。それ以外は「0」を記入する。		審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期	審査対象事業年度の前期
		(千円)	(千円)	(千円)
建設機械の保有状況		建設機械の所有及びリース台数	5 5	3 1 (台)
		審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入する。		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		ISO9001の登録の有無	5 6	3 1 [1.有、2.無]
		ISO14001の登録の有無	5 7	3 1 [1.有、2.無]
		国際標準化機構第9001号、第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入する。		

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば 12 のように右詰めで記入すること。
- 2 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 2 「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務局長（健康保険にあつては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 3 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 4 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 5 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 7 6 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 8 7 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 8 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 10 9 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受

けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

- 11 5 0 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 5 1 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 13 5 2 「公認会計士等の数」及び 5 3 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 14 5 4 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 15 5 5 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。
- 16 5 6 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 17 5 7 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

5 公認会計士等名簿

公 認 会 計 士 等 名 簿

申請者 日本建設(株)

頁 数 / 頁

No	氏 名	生年月日	等 級	技術職員
1	〇〇 〇〇	50.0.0	1級	
2	〇〇 〇〇	50.0.0	税理士	
3	〇 〇〇	50.0.0	2級	〇
4	〇〇〇 〇〇	50.0.0	2級	
5	〇〇 〇〇	50.0.0	2級	〇
6	〇〇 〇	50.0.0	2級	〇
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(記載要領)

- 1 この名簿は、別紙三の公認会計士等に該当する者がある場合に、その者の氏名等を記載すること。
- 2 頁数の欄は、公認会計士等名簿の枚数を通し番号で記入すること。
- 3 等級の欄は、公認会計士等については保有する等級を記載し、その他の資格等（公認会計士、会計士補及び税理士）を有する者については資格等の名称を記載すること。
- 4 技術職員欄は、記載する者のうち技術職員名簿にも記載される者について 印を付すこと。

第5 特殊な経営事項審査について

石川県知事許可業者で以下の事例があった場合、経営事項審査を申請する前に石川県庁土木部監理課建設業振興グループ（076-225-1712）にご相談ください。来庁される場合は、事前に電話でご連絡ください。

なお、大臣許可については国土交通省で審査を行うので、国土交通省北陸地方整備局建政部計画・建設産業課（電話 025-370-6571）に連絡してください。

- (1) 合併等があった場合
合併 営業譲渡 分社
- (2) 経営再建があった場合
会社更生 民事再生 特定調停
- (3) 完成工事高を工事進行基準により計上する場合

上記の(1)及び(2)の場合の申請方法は以下のようになります。

申請方法

まず監理課建設業振興グループに相談して下さい。
その際、合併や経営再建等の事実が確認できる書類、関係する全ての会社のそれぞれの建設業の許可番号及び決算日が分かる書類があれば持参して下さい。(写しで可)

経審を受ける場合の修正財務諸表（事例に応じた修正等を行った財務諸表をいう。以下同じ。）を作成して下さい。
合併、営業譲渡、分社のときは、審査基準日により作成する財務諸表が異なります。
なお、修正財務諸表は公認会計士又は税理士による証明が必要です。

作成した修正財務諸表を監理課建設業振興グループまでFAX（076-225-1714）して下さい。内容に特に問題がなければ、経営事項審査日をはがきにて申込み、各種分析機関へ経営状況分析の申請を行ってください。

経審を受審し、経営規模等評価結果及び総合評定値通知書を受け取ってください。

必要書類

(1) 合併・営業譲渡・分社があった場合の経営の申請に必要な書類

	書類名	注意事項
提出・提示書類	通常の上審時に必要な書類	申請書、手数料、法人税確定申告書一式及び消費税確定申告書、消費税納税証明書、許可申請書の副本（新規、更新又は業種追加申請）、経営状況分析終了通知書
	合併・営業譲渡・分社契約書	
	商業登記簿謄本	登記事実があった場合
	財務諸表（当期・前期二期分）	
	修正財務諸表が適正である旨の公認会計士等の証明（原本）	
	工事請負契約書	合併の場合は、消滅会社の分も持参すること。
	元の会社の工事経歴書	
	職員の常勤性を確認できるもの	賃金台帳（審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分（6ヶ月を超える雇用を確認できる分）） 次のアまたはイのいずれか ア 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し（申請事業所において健康保険に加入している者） イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（申請事業所において健康保険に加入していない者及び加入しているが健康保険被保険者証に事業所名が記載されていない者）
技術者の資格検定合格証等	審査基準日現在のもの	

(2) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類

	書類名	注意事項
提出・提示書類	通常の上審時に必要な書類	申請書、手数料、法人税確定申告書一式及び消費税確定申告書、消費税納税証明書、許可申請書の副本（新規、更新又は業種追加申請）、経営状況分析終了通知書
	経営再建の事実確認ができる書類	裁判所に提出した書類及び裁判所から発行された書類
	財務諸表（当期・前期二期分）	
	修正財務諸表が適正である旨の公認会計士等の証明（原本）	
	工事請負契約書	前回経営上審時から、今回審査基準日までのもの
	職員の常勤性を確認できるもの	賃金台帳（審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分（6ヶ月を超える雇用を確認できる分）） 次のアまたはイのいずれか ア 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し（申請事業所において健康保険に加入している者） イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（申請事業所において健康保険に加入していない者及び加入しているが健康保険被保険者証に事業所名が記載されていない者）
	技術者の資格検定合格証等	審査基準日現在のもの

合併、再建等の経営状況申請に必要な書類 登録経営状況分析機関に問い合わせてください。

第6 審査結果の公表

- 1 公表の場所 石川県行政情報サービスセンター
金沢市鞍月1 - 1 県庁行政庁舎 1階
- 2 公表の方法 閲覧（申請書は不要）、有料でコピー可
- 3 公表の時期 経営規模等評価結果等の通知書の発行後、1か月間の据え置き期間を設けて公表
- 4 公表の内容 申請者に発行する経営規模等評価結果等の通知書と同様の内容
- 5 その他 財団法人建設業情報管理センターのホームページでも閲覧可能
(アドレス <http://www.ciic.or.jp/>)

第7 再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議がある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、評価の結果の通知の日から30日以内に再審査を申し立てることができます。

また、経営規模等評価の基準が改正された場合において、改正前の評価方法に基づく評価の結果の通知を受けている建設業者は、当該改正の日から120日以内に再審査を申し立てることができます。

なお、これらの再審査の申立の対象となる評価の結果の通知に併せて総合評定値を通知している場合は、再審査の結果の通知に併せて総合評定値を通知することとし、その際の総合評定値の通知に係る手数料は、無料とします。

第8 結果等通知後の再申請

結果等の通知後に評価等対象建設業の業種を追加して再申請する場合には、追加業種1業種につき11,000円（1業種増すごとに2,500円を加算した額）（総合評定値を請求する場合）の手数料を納付のうえ再申請することができます。

これは、審査日以降に新たに建設業許可の業種追加が行われた場合等の理由によるもので、評価等対象建設業の業種選択にあたっては、その後の指名願の申請業種等を勘案して十分注意して下さい。

第9 制度改正に係る再審査申立について

平成23年4月の制度改正前の基準により結果通知を受けている場合に、平成23年7月29日までに再審査の申立てをすることにより、新基準による結果通知を受けることができます。

1 留意点

- ・改正に係る事項についての審査に限ります（対象業種を追加したり、技術職員を追加したりして受けることはできません）。
- ・審査手数料は無料です。
- ・申し込みハガキの再審査申立欄に丸印を付けて発送してください。

2 必要書類

(1) 新様式の申請書（別紙一～三を含む）

- ・項番 （申請等の区分）には、原則「4」を記入してください。
- ・申請書末尾の経営規模等評価の再審査の申立を行う者が記入する欄は、P10を参照の上、記入してください。

(2) 受付済みの旧様式の申請書副本（原本提示）

(3) 経営状況分析結果通知書（写し提出）

(4) 改正に係る確認書類（技術職員等の常勤性の確認資料、建設機械の保有に係る確認資料、ISO取得の確認資料、民事再生または会社更生手続を証する書類など（P5～6参照）

3 その他

石川県の入札参加資格については、平成22年度に受審した旧基準の結果を反映するため、再審査・再申請の必要はありません。

第10 その他注意事項

- (1) 申請書類はこの要領により記入し、不明な点は下記にお問い合わせ下さい。

なお、電話による問い合わせは間違いのもとになりますので、必ず来庁のうえご相談下さい。

問い合わせ先

名 称	住 所	電話番号	対 象
南加賀土木総合事務所 庶務課	〒923 - 0811 小松市白江町り61 - 1	0761 - 21 - 3333	知事許可業者
石川土木総合事務所 庶務課	〒920 - 2113 白山市八幡町イ20	076 - 272 - 1188	
県央土木総合事務所 庶務課	〒921 - 8042 金沢市泉本町 6 - 34	076 - 241 - 8201	
中能登土木総合事務所 庶務課	〒926 - 8586 七尾市本府中町ソ27 - 9	0767 - 52 - 5100	
奥能登土木総合事務所 庶務課	〒928 - 0001 輪島市河井町22部 1 - 1	0768 - 22 - 0567	
土 木 部 監 理 課 建 設 業 振 興 グ ル ー プ	〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 - 1 (県庁行政庁舎15階)	076 - 225 - 1712	知事・大臣許可業者
北陸地方整備局建政部 計画・建設産業課建設業係	〒950 - 8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1 - 1 - 1	025 - 370 - 6571	大臣許可業者

- (2) 申請書提出日には、必ず記載内容について説明できる方がお越し下さい。

- (3) 申請書類に訂正箇所があるときは訂正印の押印が必要ですので、申請書提出日には使用印鑑を持参して下さい。

- (4) 審査当日に「経営状況分析結果通知書」がない場合には、原則審査しませんので、ご了承下さい。

第11 経営事項審査結果（経営規模等結果通知書）証明について

経営事項審査結果通知書は再発行していません。

この通知書を紛失・破損して場合で入札参加資格審査申請のために必要な時は、証明書の発行を申し出ることができます。ただし、証明を申し出ることができるのは、石川県知事許可業者だけで、主たる営業所が石川県内にある大臣許可業者は申請できませんので、ご了承ください。

経営事項審査結果証明については、県内一律石川県庁のみでしか行っておりません。申請の手続きについては下記のとおりとなります。

1. 法人においては代表者印、個人においては認印を持参の上、石川県庁行政庁舎1階行政情報サービスセンターにて閲覧されている「経審結果の写し」を証明必要分+1通コピー（手数料がかかります。）してください。
2. 事前に証明手数料（1通につき380円）を県証紙にて購入してください。
（県庁内では、2階売店もしくは営業時間中であれば北國銀行でも購入できます。）
3. 15階土木部監理課建設業振興グループに「経審結果の写し」、証明手数料を持参して証明を受けてください。

第12 「最終チェックリスト」

合致していれば に “ √ ” を入れてください。

- 「申請書」 0 2 の許可番号は正しく記入されていますか。
(更新前の番号が入っていませんか。許可申請日を記入していませんか。)
- 「申請書」 0 7 ~ 1 5 までは建設業許可申請書と同じですか。
- 「申請書」 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」と工事種類別完成工事高の「工事の種類」は同じですか。
- 「申請書」 1 9 「審査基準日における技術職員の数」と「技術職員名簿」に記載されている人の数は同じですか。
- 「工事種類別完成工事高」業種コード 3 2 は全て正しく記入されていますか。
(「土木一式010」と「PC011」、「とび・土工・コンクリート050」と「法面051」、「鋼構造物110」と「鋼橋上部111」はそれぞれ一対です。忘れずに記入してください。)
- 「工事種類別完成工事高」ここで記載するのは、経審の受審を申請する業種のみの上です。
許可を受けていて、今回申請しない業種の上については「その他」の上に記載してください。
- 「直前三年の各営業年度における工事施工金額」(決算変更届書)の合計金額と「工事種類別完成工事高」の合計金額 3 4 は一致していますか。
- 「技術職員名簿」申請業種に関する技術者はすべて記載してありますか。
- 「技術職員名簿」と「公認会計士等名簿」に非常勤の人をあげていませんか。
名簿に記載できるのは原則常勤職員だけです。また技術職員については、6ヶ月を超える雇用関係のある者が対象です。
「常勤職員」とは雇用期間を特に限定することなく、上記雇用されている人をいい、労務者、監査役及び非常勤の役員等は含まれません。

[参考]

1 工事経歴書の記入例及び記載要領

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

請負高が税込2,500万円(建築一式は5,000万円)以上の公共性の高い工事は元請・下請を問わず専任の技術者となります。

工事名は出来るだけ具体的に解りやすく、業種区分が判断できるように記載する。

整合性の確認

電気 工事 (税込・**税放**)

注 文 者	元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配 置 技 術 者		請負代金の額 うち、 ・P.C ・法面処理 ・鋼構上部	工 期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は完成予定年月	
完成工事							千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
石川県	元請		〇〇病院 電気設備工事	石川県かほく市	石川 一郎	レ	千円	60,000千円	平成18年 5月	平成18年11月
社会福祉法人〇〇	元請		〇〇老人ホーム 電気設備工事	石川県金沢市	石川 一郎	レ	千円	50,000千円	平成18年11月	平成19年 1月
金沢市	元請		〇〇小学校 電気設備工事	石川県金沢市	石川 次郎	レ	千円	30,000千円	平成18年 7月	平成18年 8月
津幡町	元請		〇〇小学校 電気設備工事	石川県津幡町	発注者から直接請け負った建設工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の合計が税込3,000万円(建築一式の場合は4,500万円)以上となる場合は、特定建設許可が必要となるにも、現場に配置する技術者は監理技術者を配置しなればなりません。		千円	30,000千円	平成18年 4月	平成18年 5月
〇〇(株)	下請		〇〇工場改修工事(電気)	石川県金沢市			千円	45,000千円	平成18年12月	平成18年12月
(株)〇〇	下請		〇〇工場改修工事(電気)	石川県金沢市			千円	35,000千円	平成18年 7月	平成18年 8月
(株)〇〇	下請		〇〇ビル改修工事(電気)	石川県金沢市	金沢 二郎	レ	千円	10,000千円	平成18年 7月	平成18年 7月
(株)〇〇	元請		〇〇小学校 電気設備工事	石川県金沢市	金沢 二郎	レ	千円	8,000千円	平成18年 8月	平成18年 9月
(株)△△	下請		〇〇病院 電気設備工事	石川県金沢市	金沢 二郎	レ	千円	5,000千円	平成18年 8月	平成18年 8月
(株)△△	下請		〇〇工場改修工事(電気)	石川県金沢市	石川 三郎	レ	千円	3,000千円	平成18年 6月	平成18年 6月
							千円		「小計」・「合計」のうち元請け工事に係る請負代金の額の合計を記載する。	年 月
							千円			年 月

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載する。

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載する。

小 計	10件	276,000千円	千円	うち	元請工事	千円
合 計	10件	276,000千円	千円	うち	元請工事	千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事（請負金額が消費税込500万円（建築は1,500万円）以下）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事（請負金額が消費税込500万円（建築は1,500万円）以下）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

2 市町村コード一覧表

コ ー ド	市 町 村 名	コ ー ド	市 町 村 名
17201	金 沢 市	石 川 郡	
17202	七 尾 市	17344	野 々 市 町
17203	小 松 市	河 北 郡	
17204	輪 島 市	17361	津 幡 町
17205	珠 洲 市	17365	内 灘 町
17206	加 賀 市	羽 咋 郡	
17207	羽 咋 市	17384	志 賀 町
17209	か ほ く 市	17386	宝 達 志 水 町
17210	白 山 市	鹿 島 郡	
17211	能 美 市	17407	中 能 登 町
能 美 郡		鳳 珠 郡	
17324	川 北 町	17461	穴 水 町
		17463	能 登 町

3 登録経営状況分析機関一覧

(平成23年3月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市京町本丁4-43	096-278-8330
3			
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
6			
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			